令和５年度

事　業　計　画

川崎医療福祉大学

１　基本方針

本学は、「人間をつくる　体をつくる　医療福祉学をきわめる」という大学の理念並びに、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成する」という教育理念を掲げ、「１）健やかな心と体をもつ、２）医療福祉について豊富な知識と技術をもつ、３）人の多様性を理解し、すべての人を敬うことができる、４）高い教養を身につけ、創造的に行動できる、５）国際的コミュニケーション能力をもつ」という教育目標によって、良き医療福祉人の育成に尽力している。大学各学部並びに大学院各研究科には、３つのポリシーを定めるとともに、その検証に関する教育評価実施指針（アセスメント・ポリシー）を制定している。大学運営に必要な方針としては、管理運営方針、内部質保証に関する方針、大学の求める教員像及び教員組織の編制方針、学生支援に関する方針、教育研究等環境の整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針を定めている。これらのすべては、全学生並びに全教職員に周知徹底するとともに、一般社会に対しても公開している。

本学では大学の理念、教育理念に基づき、これまで社会情勢に応じた教育研究組織の改編を実行してきたが、少子化に伴う入学定員に対する入学者数については年々減少傾向にある。令和５年度は、高い就職率と国家試験等資格試験の合格率を主とした本学の魅力を最大限に活かし、受験生から選ばれる大学としての教育力、立地等多くの要素を広く広報し**入学定員の充足率アップに全学を上げて取り組む。また、同時に少子化問題に対応すべく、適正な教育研究組織の具現化**を図る。

本学の基本方針は、自己点検・評価委員会及び調査企画室との有機的な連携に基づく全学内部質保証システムによって検証され、中長期目標の策定によって、教職員はより良き教育研究活動を展開するよう心掛けている。令和５年度には、**内部質保証推進委員会を整備し、内部質保証体制の明確化を図る**。蓄積された医療福祉に関するデータの安全かつ有効な研究利用を促進し、社会の福利及び学術の向上に資することを目的として**情報プラットフォームシステムを構築**し、その運用に際して**データマネジメントポリシーを制定し、その啓発及び活用を推進する**。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、令和５年度も感染防止対策を緩和することなく共生し、充実した教育研究活動と各種行事の実行によって、国家試験や認定試験等の高い合格率と医療福祉分野の高い就職率を達成できるよう熟慮する。

中長期計画として、**入学生の基礎学力格差や経済的に困窮している学生の増加、発達障害や精神障害をもつ学生への具体的対応を継続的に検討するため、学生支援センターの業務を整備する**。また、令和５年度から**高大接続を含めた入試広報活動体制を整備し**、高校生が期待する楽しいキャンパスライフに関しても再考する。

２　自己点検・評価活動

令和４年度の検討結果を踏まえ、新設する内部質保証推進委員会を中心に自己点検・評価委員会や調査企画室と連携しながら、各検証組織からの報告に基づいた点検・評価活動を行う。各部署・委員会等の活動評価に際しては、IR データの活用を充実させる。教員評価については、適宜必要な評価基準の見直しを行う。

(1)　自己点検・評価活動を通じて内部質保証の充実に努める。

(2)　教員評価基準について、適切な見直しを行う。

３　教育研究組織

教育研究組織の改編に関しては、令和４年度から医療技術学部健康体育学科に救急救命士の養成コースが新たに開設されたが、その教育活動の実績に関して検証する。令和４年度から、新型コロナウイルス感染拡大によって保健所が逼迫する事態を回避する目的で、保健看護学部保健看護学科の保健師養成課程の学生数が増員

された。また、大学院医療福祉学研究科臨床心理学専攻では公認心理師を養成するために収容定員が増員された。これらに対しては、その効果について検証する。**大学院医療福祉マネジメント学研究科医療情報学専攻（博士後期課程）は、令和５年度から医療福祉マネジメント学専攻（博士後期課程）と名称変更する**。それに先んじて令和４年度からデータサイエンスやマネジメントに関係する専門科目を強化するようカリキュラム変更を行ったが、その結果について検証する。

医療福祉学部医療福祉学科に**初等・特別支援教育コース（仮名）を設立する計画**があるが、そのための具体的準備を令和５年度に行う。**医療福祉学部子ども医療福祉学科では、資格取得の内容を分かり易くするため、コースの明文化を検討する**。入学者定員を複数年にわたって充足できていない**医療福祉マネジメント学部の学科については、学科の再編を計画する**。

教職課程に関しては、教員の労務管理体制の適正化と業務の効率化を図るため、平成４年度から総合教育センター内に教職課程部門として位置付けたが、その効果を検証する。障害者差別解消法の改正に伴い、障害者支援委員会の設置と支援員の配備が義務づけられ、本学でも令和４年度に学生支援センター委員会規程を改正し、体制を整えたが、令和５年度は業務内容を整備する。また、疾患や障害、ジェンダー・セクシャリティの悩みを抱える学生の実情を把握し、対応する。

４　教育内容・方法

１）　学　部

〔大学全体〕

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、令和５年度も各学科の教育目標が達成されるよう、「教育評価実施指針（アセスメント・ポリシー）」等を用いて授業改善と効果検証を行い、教育の質保証に努める。

大学全体のカリキュラム体系の適正な維持・整備を図る。国家資格に係る「指定規則」及び各種関連資格試験のための学修と各学科の「カリキュラム」が整合性をもって運用されるよう、第三者チェックによってシラバスの内容を確認する。シラバスの第三者チェックでは、学生への公開前に、それぞれの科目内容が当該学科のディプロマ・ポリシーに沿ったものであるか、科目配置、学びの順序性を意識した内容となっているかを含めて確認する。確認した内容が確実に教員にフィードバックされ、かつ必要に応じて適正な対応がなされているかを引き続き検証する。

大学暦に基づいた教科日程を正確に実行し、大学設置基準の趣旨を踏まえつつ、授業の到達目標を達成できるように授業計画の確実な履行と円滑な運用を継続する。新入生を対象とした旭川荘研修を実施する週の講義については代替授業日を設定することで対応し、教科日程にやむを得ない変更が生じた場合にも対応が可能となるよう、アセンブリアワーや土曜日の一部を補講予備時限として予め複数日設定する。学生の欠席（公認欠席含む）・遅刻・早退については適正に把握、欠席届及び欠席に関する配慮依頼書により欠席を申告した学生に対しては学修環境について配慮する。厳密適正な学修量確保の観点から、年間 49 単位の履修上限単位数の厳守に加えて、毎回の授業に必要となる授業外での学修時間をシラバスに明示することにより、学生自身に自主的な学修を促す。

学部・学科レベルでの FD・SD 活動を推進する。国家試験のガイドライン及び指定規則変更に基づいた各学科における教育課程の改正を支援するとともに、国家試験等対策会議での検討結果、学部学生・卒業年次生・大学院生による授業評価及び既卒生・就職先による評価、「学習成果および学習行動、環境に関する調査」などのアンケートの検証結果をもとに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの適正性を検証し、授業改善に取り組む。

各学科の学外実習については、本学の学外実習に関する方針に沿った運用がなされているか、令和４年度に引き続き PDCA サイクルを運用していく。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な状況に配慮した実習体制、実習前教育、実習先との情報共有を行い、資格取得に必要な実習内容を学生に教授できるよう柔軟な調整を行う。

学生の個人別評価の把握と学修成果の可視化のために学修ポートフォリオシステムを導入し、「Web 出席確認システム」とともに、学生が自身の学修状況を把握しやすい環境を整備する。学修ポートフォリオシステムを適切に運用することで学生の履修状況や GPA の変化等を把握し、従来活用されてきた履修モデルや履修系統図とともに、保護者等との情報共有、履修指導に活かし、学生の個別の問題にも対応していく。あわせて、**ディプロマ・ポリシーに対する学生自身の学修成果を把握するためのディプロマ・サプリメントを発行**する。

電子化資料をはじめ ICT を活用した教育の推進、効果的な学修支援・授業管理・教材管理のために、Learning Management System「Web Class」を運用し、課題を検証する。さらに、令４年度に立ち上げた「著作権に関する WG」において、著作権及び個人情報保護、専門職倫理に関わる情報を継続的に収集し、教職員及び学生に定期的に情報発信をしていく。

全学科の学生に対する効果的な学修支援のために、実習室、自習室及び面談室などのラーニングサポートセンター（LSC）がより効率的に活用されるように支援し、基礎教育科目や専門科目の教育効果向上を図る。また、資格試験対策のための利用を目的として整備した資格対策演習室の活用を促進する。

以上、令和５年度も引き続き、教務委員会、総合教育センター委員会、教職課程委員会及び FD・SD 委員会との密な連携の下で全学的な教務活動を遂行し、適正な教育環境を提供するとともに、継続的に教育の質の保証を図る。

〔総合教育センター〕

入学前学習について、入学予定者の学力低下に対応し、全体向けの K ラーニングではスクーリングにおいて、実践的なラーニングスキル修得をトレーニングする。また、学科別の D ラーニングにおいては、学科別スクーリングの実施を全学科必須とし、そのための情報提供や環境支援を行う。初年次教育について、令和４年度に改正した基礎教育カリキュラムの効果についての検証を進めていく。特に、「医療福祉の源流」の「旭川荘研修」と「医療福祉学概論」の「多職種連携演習」をより効果的に行うための検証と実践を行う。LSC について、学科のニーズに基づいたリメディアル色の強い LSC 企画講座の実施、大学院での英語教育への準備を効果的に進めるための「LSC 進学サポート」の部署と、就職時のエントリーシート指導に加え公務員試験や SPI について支援する「LSC 就職サポート」の部署を立ち上げる。

〔各学部・学科〕

(1)　医療福祉学部

（ア）　医療福祉学科

新入学生数の減少に伴い、学生間の基礎学力の格差が課題となっている。一方、高校までの段階で「探求する」姿勢や考え方を修得し、社会変革への強い動機を持ってソーシャルワークを学ぼうとする学生もいる。１年次の基礎ゼミナールでは、ソーシャルワーカーを目指す動機を醸成すると共に、基本的な「読む」「書く」能力の修得を目指し、基礎学力テストを実施・活用することで国家試験合格へとつなげる。令和５年度には、令和３年度に開始された社会福祉士・精神保健福祉士養成新カリキュラムのソーシャルワーク実習及び本学科が独自に開設した「アドバンス実習」に関する科目が開始する。「実践力のある」ソーシャルワーカー養成のために、社会福祉士実習を経験した学生が、現実の課題に

主体的に取り組み解決に向けて行動できるようになることを目指した指導を行う。本学科の特徴を活かした「初等・特別支援教育コース」創設に向けた準備に取り組む。

（イ） 臨床心理学科

公認心理師カリキュラムと精神保健福祉士カリキュラムを適切に両立運用できるよう、時間割配置の確認・改善を行う。また、令和４年度から成績不振基準を見直し、各学年のGPAも基準に入れたことから、上級学年における専門科目に関する成績水準を把握し、きめ細かな指導を行う。学外実習では、実習先機関との連携をさらに強化し、専門職として必要な知識と視点を確かなものにできるよう指導体制の構築を目指す。卒業研究では、令和４年度に実現できたWebClass上での提出・修正・査読システムの運用について、改善点を検討しながらより効率的かつ効果的な活用を目指す。国家試験・検定等の学修支援では、各種資格概要等の情報提供を推進するとともに、試験対策科目の受講や模擬試験受験を推奨し、合格率向上を目指す。なお、講義資料等のペーパーレス化に伴う学生の学修状況について点検し、学修に支障が生じている場合は改善を図る。

（ウ） 子ども医療福祉学科

本学科は、こども家庭庁設置に６年先駆け、「妊娠・出産から始まるあらゆる子どもと保護者の支援者」の育成を目指し開設された、保育士・幼稚園教諭養成と精神保健福祉士養成（ソーシャルワーク）を統合する新しい教育内容をもつ日本初の学科である。こども基本法では、「医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携」を重視し明文化されているが、本学科は、医療、福祉、教育、発達障害児保育の修得を目指しており、令和５年度はコースを分かりやすく明文化し、全国のフラッグシップとしての地位を確立していく。具体的には、保育実習、教育実習の基盤の上に、本学科オリジナルの実習を軸とした３つのコース、①医療保育コース、②総合(発達障害児保育を含む)コース、③精神保健福祉士コースの学修を展開する中で新しい形の子ども支援者を養成し、精神保健福祉士国家試験の合格率概ね80%以上を目指す。

(2) 保健看護学部

（ア） 保健看護学科

保健看護学部保健看護学科に改組後、カリキュラム改正を行い、１・２年次生と３・４年次生は各々別のカリキュラムで学修している。教育目標を達成するために、教育の充実に努める。令和４年度に導入した教育用電子カルテMedi-EYEをはじめとするICTを積極的かつ効果的に活用し、看護実践力の高い学生の育成を行う。令和６年度に向けて、教科書のデジタル化を学科全体で検討する。卒業研究と統合看護学実習の連動により、関心の高い領域における看護を探求し、学生個々の将来像を具現化できるように指導する。１年次から国家試験と講義・演習・実習との関係についてガイダンスを行い、低学年から模擬試験を計画する。また、外部講師による国家試験対策講座や担任・ゼミ担当教員による個別的な学修支援を継続的に実施し、国家試験合格 100%を目指す。きめ細かい学修指導を行うため、各学年に学年担任教授１名と学年担任教員４名を配置する。

(3) リハビリテーション学部

（ア） 理学療法学科

改組後５年目となったため、新指定規則に沿いカリキュラム変更を行っており、新入生より適応する。１年次生は基礎知識の定着のため、特に解剖学に力を入れ、「解剖学Ⅰ」の内容である骨・筋について「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」で復習をさせる。２・３年次生は、国家試験を意識した実力テストを定期的に実施し、覚えるべき事柄を理解させ、４年次の国家試験に備える。臨床実習は、１・２年次は附属病院での見学によりモチベーションの向上につなげ、３年次は「臨床基礎実習Ⅰ・Ⅱ」により実際の臨床場面を

経験させ、さらにOSCEを用いて臨床能力を高める。４年次はクリニカルクラークシップによる実習を各実習施設で実施する。卒業研究は「理学療法研究Ⅰ・Ⅱ」により３年次までにほぼ完成させ、４年次春に卒業研究発表会を開催し、臨床実習終了後は国家試験に向けた勉強に集中させる。国家試験対策として、教員による補講、複数回の業者模擬試験を実施する。

（イ） 作業療法学科

１年次生には、再履修者が多い「解剖学」の骨と筋の口頭試験に対して、新設科目である春学期の「作業療法基礎演習Ⅰ」と秋学期の「作業療法基礎演習Ⅱ」を通して知識の定着を支援し、能動的学修行動の構築を図る。国家試験対策は、令和４年度より総合学力試験に再試験制度を導入して成績低迷者の継続的支援を行った。令和４年度の国家試験結果から本制度の見直しを行う。実習は、附属病院リハビリテーションセンターとの連携をさらに強化し、持続可能な１・２年次の臨床見学実習の体制づくりを協議する。また、４年次の「作業療法臨床実習」は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改訂によって、令和５年度より始まる地域実習を含めた全体の振り返りと見直しを行い、円滑な実習体制の構築を図る。さらにリハビリテーション学院作業療法学科と合同で臨床実習指導者講習会を12月に開催し、「作業療法臨床実習」に必要な臨床実習指導者を確保する。

（ウ） 言語聴覚療法学科

１年次の「言語聴覚診断学」では、国家試験の受験を見据えた基礎科目と専門科目のそれぞれの特徴と関係性を理解することを学修する。また、実際の国家試験問題に触れることで、学修意欲の向上を図る。４年次の「言語聴覚臨床実習Ⅲ」においては、外部実習先の指導者と本学科との連携をさらに深めていくため、外部実習における評価方法や実習説明会の見直しなどを行う。また実習指導者から得られた情報を、２年次で行う総合医療センターや、３年次で行う附属病院での実習内容及び指導方法にも活かし、見学実習、評価実習、総合実習といった系統的な実習の実現を目指していく。卒業研究の中では、論文の読み方や書き方などを学修することで、科学的な思考や情報処理能力を身に付ける。国家試験合格のための新たな対策として、互いの勉強状況を共有することや学修の習慣を身に付けることを目的に、学生同士をペアリングさせる取組を行う。

（エ） 視能療法学科

対象者の視能を支援するための多職種連携のあり方について理解を深めるとともに、以降の学修意欲を高めるため、１年次の「医学概論」において３学科（臨床栄養学科、言語聴覚学科）でのグループ演習を行う。演習は３回実施し、１回目は学科内で症例の臨床像、評価法、対応について話し合い、２回目は学科間で多職種連携に必要な項目をまとめ、３回目に発表し情報共有を行う。演習にはタブレット端末を活用して効率よい情報収集とまとめ、発信について指導する。

また、発達障害児において視能障害の重複は高率であり、個々に応じた視能評価及び視能発達の支援について学ぶ機会として、３年次の「保育実習」において旭川荘みどり園を実習施設に加える。発達障害児の特性や個々に応じたコミュニケーションのとり方、視覚に関する支援の方法、ニーズへの対応について指導する。

(4) 医療技術学部

（ア） 臨床検査学科

臨床検査学教育が令和４年度より新カリキュラムになったことから、令和５年度は新１年次生と新２年次生が新カリキュラムでの教育を受けることになる。２年次では「輸血・移植検査学」、「画像検査学」、「遺伝子検査学演習」という新規科目が開講される。臨床（臨地）実習の受け入れ先は附属病院と総合医療センターで、実習内容・期間は従来通りであるが、実習開始前の確認試験は、OSCEの臨床

検査学版の全国導入計画を想定しながら必要な修正を検討する。

卒業研究の時期や内容については特に変更はない。臨床検査技師国家試験対策を３年次の早い段階から開始し、学生への意識付けと長丁場にわたっての効果的な学修を指導する。成績不振や生活状況に課題のある学生に対しては、従来よりも早い時点（２年次又は３年次）でチューター制を取り入れ、マンツーマンでの指導にあたる。

（イ） 診療放射線技術学科

令和５年度の１年次生は、基礎となる医療・福祉に関する知識及び専門職として必要な理工学と放射線技術の基礎を学ぶ。２年次生は、タスクシフトを踏まえた指定規則変更に伴う新カリキュラムに基づいて、臨床的な科目に意欲的に取り組み、確実な知識・技術の修得に専念させる。３年次生は、32 週間の臨床実習、基礎実習を実施するとともに、第一種放射線取扱主任者を積極的に受験することを勧め、受験講座を開講して、試験対策のサポートを行う。４年次生は就職、進学を念頭に卒業研究に取り組み、国家試験へ向けて知識、技術の総まとめを行う。

１・２年次の学修支援体制は担任及び副担任（２名）を配置し、３年次については担任及び臨床実習指導専任教員（３名）がサポートする。４年次生は包括的に担任、就職・進学担当教員、国家試験対策担当教員及び卒業研究指導教員が連携して指導にあたる。

（ウ） 臨床工学科

指定規則の一部改正に対応したカリキュラムが令和５年度の入学生から適用される。１年次は、新型コロナウイルス感染症対策で中断していた臨床工学技士についての理解を深める臨床現場の見学や、卒業生などによる講演などを再開する。２年次でも、県内の医療関係企業の見学実習を再開する。３年次は、国家試験の前哨戦でもある第２種 ME 技術実力検定試験の全員合格を目指し、秋からの臨床実習に臨む。４年次は、臨床実習報告会、臨床実習担当者会議や卒業研究論文発表会は、対面での開催を目指す。卒業研究の成果については、学会など外部での発表も奨励する。第２種 ME 技術実力検定試験の合格者には、第１種 ME 技術実力検定試験の受験を促し、対策指導を行う。国家試験対策科目では、より効果的な対策方法を採用しながら、模擬試験や対策講座などを実施し、全員の合格を目指す。全ての年次において、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行いつつ対応する。

（エ） 臨床栄養学科

授業資料等のペーパーレス化と ICT 活用の対応を強化する。教員間での WebClass や teams のスキル格差をなくすため、学科内研修会を随時開催しスキルアップを図る。学力に問題が生じている学生を支援するとともに、原因について迅速に検討し、解消を図る。非常勤講師の講義内容は情報交換し、問題が生じないように支援する。多職種連携の基礎として、１年次の「医学概論」は３学科合同（視能療法学科、言語聴覚療法学科）でのグループ演習を行う。３年次の臨地実習先新規開拓として、「川崎医科大学高齢者医療センター」での実習ができるよう施設側と調整し、カリキュラムを見直す。管理栄養士国家試験合格率 100％を目指し、到達度が低い分野は３年次春学期より対策を強化する。４年次では、従来の管理栄養士国家試験対策を継続しつつ、ポートフォリオで成績管理し、低成績学生には個別面接の機会を増やし、自主学修による取組を促す。

（オ） 健康体育学科

令和５年度は、完成年度を迎える特別支援学校教諭課程、令和３年度からスタートした教科「保健」の教職課程、そして２年目となる救急救命士養成コースの充実を図る。新型コロナウイルス感染症予防に配慮した対面授業で、学修時間の確保にあたる。令和５年度新設「特別支援教育実習」の滞りない実施、さらに現役救急救命士を招聘し「救命救助指導法」、「シミュレーションⅡ」、「救急救助システム実習」を

展開する。卒業研究については、基礎ゼミナール制を活用し、教員の研究領域と学生の興味関心とのマッチングを図るとともに、学科内倫理委員会への倫理申請を全ての対象学生に完了させる。資格取得者数値目標は、健康運動実践指導者 60 名以上受験、健康運動指導士 20 名受験、中学校教諭一種免許状（保健体育）35 名取得、高等学校教諭一種免許状（保健体育）35 名取得、養護教諭一種免許状 10 名取得、特別支援学校教諭一種免許状 20 名取得とする。

(5)　医療福祉マネジメント学部

（ア）　医療福祉経営学科

本学科では、１年次「基礎ゼミⅡ」、２年次「基礎ゼミⅢ」、「病院情報システム演習」及び３年次の「経営情報システム論」、「医療福祉マネジメント各論 C」でノンテクニカルスキルの修得や ICT の活用を含めた実践的なデータ分析を含む講義・演習を実施することにより、受動的で単純作業をイメージさせる「事務職」ではなく、自律的で創造性をイメージさせる「マネジメント・スタッフ」として医療福祉経営の現場で活躍することができる人材を育成する。

資格取得については１年次に医業経営管理能力検定の取得を目的とし、「医療福祉マネジメント総論」の見直しを実施する。また、医業経営コンサルタントを３年次に取得することを目標とし、２年次「医療福祉マネジメント各論 A」、３年次「医療福祉マネジメント各論 B」の講義内容の見直しと夏期講習等による資格取得支援を行う。

（イ）　医療情報学科

既に診療情報管理士、医療情報技師をダブルライセンスとして学科の資格取得方針としてきたが、令和４年度には新たな教員配置により、バイオインフォマティックスに関する卒業研究ゼミを儲け、バイオインフォマティックス技術者の合格者、１名（１名受験）を輩出する事ができた。現在、医療情報の世界でも、AI やビッグデータの活用が急がれており、本学科においても教育にどのように取り入れるのか喫緊の課題と考えている。AI については、一般社団法人ディープラーニング協会によるＧ検定等の取得支援についても検討していきたい。また、卒業研究ゼミでの課題選択や教員指導が資格取得に大きく結びつくため、教員一丸となって卒業ゼミにも注力していく。一方、附属病院における実習の他、インターンシップにおける実習が学生の進路検討や求職活動の一環としても大変に役に立っていることから、特に実習先病院の開拓にも今まで以上に力を入れていきたい。

（ウ）　医療秘書学科

本学科の教育方針に沿って、令和５年度は以下の重点項目を設定して教育する。

まず、ペーパーレス化に対応した新教授法による授業を実施する。講義資料の電子化が一層推進されることから、ICT を活用した教材作成を行い、授業に積極的に導入する。次に、学外実習についても、実習ポートフォリオの様式を見直すとともに、ICT を活用したコーチングの手法を導入して実施する。

卒業研究については、４年次の指導充実にむけて、中間報告会を９月から７月に変更して実施する。また、卒業前にブラッシュアップ特講を開催して、最新の知識や技能を修得させる。資格取得については、学科が推奨している資格検定を、一人の学生が卒業までに全取得するように補講や検定対策を行う。さらに、その他の資格検定についても、積極的に取得するように、検定対策を行う。

（エ）　医療福祉デザイン学科

テクノロジーの進化によって社会が変わる。そして、テクノロジーを取入れるタイミングは早すぎず遅すぎずが良いとされている。その意味で、メタバースの普及目前のこのタイミングを逃さず、ICT 教育の一環としてメタバースを授業に取込み、既成概念に囚われないメタバース上での医療機関のあり方を検討し、ヘルスケアコミュニケーションの可能性を探る。企画制作運営の演習を通してメタバース対応

可能な人材育成を始める。ホスピタルデザイン検定については、認定医療デザイナー試験との違いが学生に理解されにくく受験者数が減っていた。試験実施時期も近いため、学生への負担軽減措置として令和５年度より廃止する。

また、学生の二極化によって、低位層の学生に指導のウエイトがかかり、自主的に学修できる高位層の学生への指導が行き届かなくなる傾向を是正するため、課題を個別に設定することで指導が偏らないようバランスを意識した指導体制にシフトする。

２） 大学院

〔大学院全体〕

本学大学院及び各研究科・専攻の教育理念・目的、教育目標を学内外に周知し、大学院進学希望者に浸透を図る。本学の教育理念に基づく３つのポリシーを大学院生及び関連する教職員に周知徹底することにより、教育の連携を深化させる。各専攻の教育理念・目的・教育目標に沿った密度の濃い主体的な学修を促す機会の提供を通じ、大学院教育を確実なものとする。

社会人学生の受け入れを推進している本学の具体的な魅力を発信し、大学院全体の志願者増加に結びつける。社会人志願者に対して「教育方法の特例措置」及び「長期履修制度」を導入し、学修環境等を整えている大学院であることを発信する。また、多くの社会人学生が長期履修制度を活用し、個々にふさわしい履修形態を選択することによる学位取得例を入学時のオリエンテーションで紹介し、情報を周知する。

優秀な大学院生に対し教育補助業務を通じた大学院生の教授トレーニングの機会を提供する TA 制度を有していること、経済的な支援を希望する大学院生には、学業成績を重視した奨学金制度が活用できることなど、様々な方法を用いて処遇改善を図っていることをホームページなどから発信する。

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に従って、在学期間内における国内学会や国際学会での研究発表、専門学術誌への原著論文の投稿、本学の研究倫理研修会への参加、川崎医療福祉学会や医療福祉研究報告会への参加・発表など、自立した研究活動を促進させる。大学院生の主体的な学修を促す機会の提供として川崎医療福祉学会と協力し、国際学会での口頭発表者には、規程に基づき旅費を支援する。

倫理的な配慮に関する最新の情報を得る機会を、学内の FD・SD 研修会（研究倫理に関する研修会やコンプライアンス等研修会）として提供する。特に、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「個人情報保護法」に関する特別講義を適宜開催するとともに、令和３年度入学生から全専攻において必修化した「研究倫理」に関する講義内容によって、研究倫理教育をより確実なものとする。令和４年度から開始した大学院教員対象の FD 研修会を、大学院指導教員及び指導教員補佐に対する研究倫理教育研修として引き続き開催し、大学院教育における研究倫理教育を徹底する。

多職種連携を意図した医療福祉研究における次世代の担い手育成の機会として大学院専攻交流会を引き続き開催するとともに、卒後の多職種連携を拡大させるために、在学中から専攻の枠を超えた大学院研究室における学問的・人的な交流の充実を図る。同時に大学院 FD 研修を大学院専攻交流会の企画として組み入れる。

入学時のオリエンテーションを通じて「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」の理解を徹底する。令和元年度から導入した「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」に基づく各専攻の「学位申請要件」及び「学位論文審査基準」を大学院生及び関連する教職員に周知、履行する。

〔各研究科・専攻〕

(1)　医療福祉学研究科

（ア）　医療福祉学専攻

複数のコースで社会人学生と社会人以外の学生が共に学ぶ本専攻の状況に鑑み、学生の状況に応じた指導を実施する。研究や論文執筆の進め方、研究倫理などは、全ての学生が共通して学ぶべきことであるが、英文を含む文献講読や先行研究レビューなどでは、各学生の学修経験などが反映される。社会人学生は経験に基づく実践知を持っているため、現場の状況に即した考察や提言ができる強みがあるものの、実践知を言語化し概念化する能力が求められる。社会人学生と社会人学生以外のそれぞれの強みを伸ばしつつ、また将来の進路も勘案しながら個別指導を実施する。TA として医療福祉学科の専門科目に配属された場合は、学生に伝わる教授方法を修得できるよう支援するとともに、演習のファシリテーションを担うなど、教育者としての力も涵養する。必要に応じて長期履修制度を活用しつつ、全員が学位を取得できるよう入学時から計画的に指導する。

（イ）　臨床心理学専攻

修士課程は、公認心理師並びに臨床心理士養成のための授業内容を見直し、試験対策講座の開講など受験資格対応カリキュラムを充実させる。博士後期課程においては、社会人大学院生が、働きながら研究を実施し、博士論文に取り組める指導体制を整える。令和４年度の修士課程の入学定員増に伴う環境整備として拡充した学内実習施設である附属心理・教育相談室での実習を中心に、令和５年度は、学内実習の充実を図る。また、個人情報の取扱いに関する注意事項についてより一層指導を行い、記録方法や記録管理について徹底する。学外実習においては、実習担当教員と実習指導者の連携を強化し、３分野での実習、ケース担当実習が円滑かつ慎重に進められるよう対応する。TA については、専攻別オリエンテーションにて TA の役割・意義を周知し、改めて TA 制度の活用を促す。TA には、授業以外にも学科行事等の業務を依頼し、授業法や学生支援について学べるよう支援する。

（ウ）　保健看護学専攻

本専攻の修士課程は、保健看護学研究、看護管理学研究、高度実践看護研究〔がん看護学、**クリティカルケア看護学（令和５年度新設）**〕、助産学研究の４研究分野において、看護ケア・提供システムに関する教育や研究を推進し、実践の改善や変革ができる専門性の高い看護職者の育成を目指す。高度実践看護研究分野、助産学研究分野は実習が必要であり、実習施設との連携のもと専門的知識や判断、ケアの習熟化を図る。また、両分野は令和４年度カリキュラムより保健看護学特別研究から課題研究に変更した。新旧３カリキュラムが混在するため、きめ細かな履修指導を行う。本専攻の博士後期課程は、令和４年度カリキュラムより発達期看護学研究分野と包括的地域看護学研究分野に大別し、それぞれの領域における看護の研究開発を目指す。国内外の学会や研究会等への参加・発表、研究発表会の運営等、様々な研究能力を高める。学生の希望により TA への経験も促す。

(2)　医療技術学研究科

（ア）　感覚矯正学専攻

修士・博士後期課程ともに１年次に本専攻の教育目標、教育課程の編成、実施方針、学位授与方針に関する指導を行う。修士課程では１年次に「感覚矯正学特論Ⅰ・Ⅱ」の履修を推奨する。これらは英語教育を兼ねており、「感覚矯正学特論Ⅰ」で感覚矯正学分野の英語論文要約の抄読方法を指導し、「感覚矯正学特論Ⅱ」で全文の読解と要約について指導する。また、選択科目では各自の研究テーマに応じて選択し、幅広い知識を修得させる。講義科目では文献研究、方法論について学び、演習科目ではデータの収集、整理、解釈を中心に研究遂行の基礎を身に付ける。博士後期課程においては各分野での

リーダーを育成するよう、大学院生が自ら発見した問題を検証し、その成果は国内外の専門学会での発表及び原著論文の執筆・投稿するよう指導する。

また、TA を希望する者に対して学部専門分野の授業補佐を担当させ、教案の作成及び指導法を修得させる。

(イ) 健康体育学専攻

本専攻の教育理念に沿って、各研究領域で教育目標の達成を図るとともに、学位論文中間報告会・最終試験発表会を充実させる。研究者倫理規範については、指導教員を中心に徹底するとともに、大学院生として必須となる専門的な英語力獲得のための英語教育を「健康科学英語特論Ⅱ」によって行う。また、国内の専門領域の学会を中心に各自が進める研究テーマについて発表ができるよう指導する。本専攻最終学年２名の大学院生の業績目標は、１名が、和文誌１編、欧文誌１編、国内学会発表１回、国際学会発表１回、もう１名は、和文誌１編、国内学会発表１回である。中学校、高等学校教諭専修免許状（保健体育）、及び養護教諭専修免許状の取得希望者には、必要単位を修得させ、取得が可能となるよう指導する。加えて、大学院生の定数充足に取り組むとともに、指導教員・指導教員補佐の教育力向上を目指して、教員間研究交流事業をさらに深化させる。

(ウ) 臨床栄養学専攻

授業資料等のペーパーレス化と ICT 活用の対応を強化する。教員間での WebClass や teams のスキル格差をなくすため、学科内研修会を随時開催しスキルアップを図る。さらに学力に問題が生じている学生を支援するとともに、原因について迅速に検討し、解消を図る。非常勤講師等の講義内容については情報交換し、問題が生じないように迅速に支援する。本専攻会議にて、研究並びに学位論文の進捗状況を確認する。

また、専攻内での TA 業務内容を明確化する。TA 業務の遂行については専攻内で情報共有し、研究と両立できる体制とし、問題点などがあれば原因について解消を図る。

(エ) リハビリテーション学専攻

本専攻の学生のほとんどが臨床現場で働く療法士であるため、臨床能力向上につながるよう講義する。また、臨床家であることと同時に、研究者としての能力向上ために、学会参加を促し、国内外での発表を行い、在学中に論文投稿ができるよう指導する。博士課程では在籍中に英文の論文の投稿及び掲載を目標とする。実習に関しては、すでに臨床で働いるものがほとんであるため、実際の担当患者の治療法等の指導を行う。学位論文の研究テーマは臨床場面で生じた疑問を解決し、臨床現場に還元しやすいものに取り組んでもらう。社会人のため研究時間の確保が難しいので、平日夜間や土曜日午後などの時間帯での指導、及び遠隔授業のシステムを最大限に利用することで、修業年限内に論文提出し修了できるよう支援を行う。勤務があるため、TA として活動できる者は少ないが、勤務地が実習施設である場合は臨床実習指導者として協力してもらう。

(オ) 健康科学専攻

運動科学研究､栄養学研究､保健学研究の３つの研究分野を網羅する本専攻では､専門性を深化させ、プレゼンテーション能力、論文作成能力の向上、研究倫理の理解と遵守、学際的視野及び国際的視野の会得を指導する。研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる複数指導体制で進め、論文作成能力の向上を図り、博士（健康科学）の学位取得を支援する。博士論文執筆有資格者認定試験、予備審査等に係わる審査は公開で実施する。本専攻最終学年３名の大学院生の業績目標は、１名が、和文誌２編、欧文誌１編、国内学会発表２回、国際学会発表１回、もう１名は、和文誌１編、欧文誌１編、国内学会発表１回、残る１名は、欧文誌３編、国内学会発表３回、国際学会発表１回を設定し、それぞれ指導に

あたる。また、多様な大学院生像を受け入れて、大学院生の定数充足に取り組む。

（カ）　医療技術学専攻

専攻開設から３年目に入り、１期生の指導経験を踏まえて、１年次生は講義科目と並行して研究の基礎段階から開始し、複数教員による指導体制を通じて研究の方向性を確かなものとする。２年次生は、学会発表などを経て修士論文を完成する。また、中間研究報告会などを通じて、３つの研究コースの教員による多角的なアドバイスを受けられるようにして、レベルの高い研究活動に繋げる。特に２年次の中間研究報告会は、修士論文審査の予備審査として位置付けて、論文作成が効率的に進められるようにする。博士後期課程は１期生が３年次生となるため、博士論文作成に向けて重点的に指導及び支援を行う。TA については、講義や研究活動とバランスが取れるように配慮しつつ、教育経験を積む機会を提供する。

(3)　医療福祉マネジメント学研究科

（ア）　医療福祉経営学専攻

本専攻の教育理念に従い、医療福祉経営分野の実践的な知識・技術を修得し、それらを医療福祉経営の現場で企画・提案し、実行できるマネージャーとして活躍できる人材の育成を行う。カリキュラムには実際に医療の現場で実践の経験のある教員による実践的な講義や現在、医療やコンサルタント業界で活躍中の非常勤講師による最新の医療福祉経営について、講義・ディスカッションを通じて学ぶことができており、令和５年度も継続する。

研究テーマについては、モデルコースを基本とし、履修生の希望を踏まえた研究テーマの絞り込み及び研究計画を支援する。また、学術集会での発表や論文投稿についての指導も併せて行う。

（イ）　医療秘書学専攻

本専攻は、医療福祉分野の医療秘書に関する学際的研究を行い、適切な医療サービスの提供のために必要とされる高度な医療秘書の専門家を養成することを目的とし、履修モデルとして、クリニカルエグゼクティブセクレタリー、クリニカルリサーチセクレタリー、研究者の３つを提示している。令和５年度は、特に２年次生に対して、研究手法を修得させて、実践を理論化する力を修得させる教育を充実させる。そして、研究成果を、国内学会や国際学会で積極的に発表するように支援する。

（ウ）　医療福祉デザイン学専攻

本専攻では社会人学生が多いため、各学生の医療・福祉に関する既知の知見に応じた授業内容とし、授業日程調整も含め個別指導を基本とする。

時間的制約がある社会人学生に対して、メディカルイラストレーション関連科目では学生が知りたい表現手法をそのまま授業の課題とし、具体的ですぐに役立つスキルを指導することで修得率と授業満足度の向上を推進する。結果として授業で得た知見は点在化するが、最終段階でそれらを体型化し整理する授業によって、抽象化された理解に昇華し応用力の付加を目指す。

リモートでの技術指導では、学生の描画作業を画面共有でモニタリングすることと、完成課題の提出をしてもらうことで、理解度を確認しながら進度に応じた指導をする。実技指導はできるだけ録画をして後送することで、いつでも復習できるようにする。リモート授業では対話を交えながら一方的な授業にならない工夫を促進する。

（エ）　医療情報学専攻

本専攻修士課程においては、医療福祉と情報通信技術の両領域についての高度な専門知識と技術を修得させることを教育の主軸としている。近年の社会人学生が主体となっていることを踏まえて、従来の医療情報学分野をさらに拡大し、具体的には、現代の医療福祉分野でも課題となっている領域、

AI(人工知能)、ビッグデータ解析、バイオインフォマティクス等を研究教育の対象とする。そのため、教員配置においても、対象領域の拡大を図っていく。一方で、講義を通じて、医療福祉マネジメントに関する先端技術や情報分野、例えば、国際情勢、セキュリティ技術、メタバース、データサイエンス等、最新の知識や技術の習得を通じて、専門性、汎用性そして応用性を兼ね備えた医療情報学分野の専門家、エキスパート実務者を育成したい。また、関連学会での積極的な発表を促し、論文執筆を支援することにも注力する。

（オ） 医療福祉マネジメント学専攻

本専攻博士後期課程においては、他専攻修士課程の専門分野を踏まえた医療福祉マネジメントの専門家育成を担っていく。また、修士課程で学修したことを基盤にしつつ、現代の医療福祉分野でも課題となっている領域、AI（人工知能)、ビッグデータ解析、バイオインフォマティクス等、専門的かつ広範な学問分野を研究教育の対象とする。そのため、教員配置においても、ニーズに見合った対象領域の拡大を図っていく。一方で、医療福祉マネジメントに関する先端技術や情報分野、例えば、修士課程で学修したことの延長上にある、国際情勢、セキュリティ技術、メタバース、データサイエンス等、最新の知識や技術の習得の他、医療福祉関連学問領域の更なる探求を通じて、専門性、汎用性そして応用性を兼ね備えた医療福祉マネジメント分野の専門家を育成したい。また、関連学会での積極的な発表を促し、論文執筆を支援することにも注力していく。

５　入学試験及び広報活動

(1)　入学試験

学部では、川崎学園アドミッションセンターの方針の下、本学、医療短大及びリハビリテーション学院（以下「３校」という。）による合同入試を実施する。入試区分として、総合型選抜、学校推薦型選抜前期、学校推薦型選抜後期Ａ・Ｂ日程、一般選抜前期Ａ・Ｂ日程、一般選抜後期を設ける。総合型選抜及び学校推薦型選抜前期は、本学を第一志望とする優秀な学生を確保するために専願入試とする。学校推薦型選抜後期、一般選抜前期及び一般選抜後期は、目的意識の高い生徒等がより受験しやすいよう、３校の併願受験を可能とする。

原則として、学力テストと面接を実施し、専門科目の修得に必要とされる基礎学力とコミュニケーション能力や協調性を評価する。なお、学校推薦型選抜前期（指定校推薦、有資格）では、それぞれの出願資格・条件を満たした者に対して、面接を実施する。編入学試験では、学科独自の筆記試験と面接を実施する。

大学院は、修士・博士後期課程ともに１期、２期の２回受験機会を用意し、学修意欲と能力の高い学生の確保を図る。なお、修士課程の公募については、専門科目の筆記試験並びに口述試験を実施し、推薦については、推薦基準を満たした対象者に口述試験を実施する。

定員管理については、３校合同入試を実施すること及び各入試区分の募集人員を適正に定めることにより、引き続き学科単位での定員未充足又は定員超過の状況の改善に取り組む。定員未充足の学科について、より効果的な広報活動となるように検討を重ねながら活動内容を改善する。入学者数が定員を大幅に下回っている３年次編入学については、そのあり方や定員の見直しの検討を継続して行う。定員充足に至っていない大学院については、推薦区分を有効に活用することと、社会人の出願を増やすため、研究活動や資格取得状況等の PR を含めた入試広報活動の一層の強化を図る。

試験会場は、学部入試において、学校推薦型選抜後期Ａ日程及び一般選抜前期Ａ・Ｂ日程について、県外の生徒等も受験しやすいよう、津山、大阪、姫路、米子、広島、山口、高松、松山、高知、福岡の 10 箇所に学外試験会場を設けて実施する。

(2)　入試広報活動

令和５年度から高大接続を含めた入試広報活動を強化するため、入試課の体制を整備する。

３校を掲載したキャンパスガイドは、各学科の４年間のカリキュラムの流れを理解しやすく紹介するとともに、学びの特色を再掲載することとし、３校の関係性をより効果的に伝え、魅力を発信することができるものとして、従来通り受験生・高等学校・予備校等へ発送する。また、学部・学科の紹介 DVD をオープンキャンパスで放映するとともに、大学全体の動画と各学科で作成した動画と合わせて、ホームページにも掲載する。入試広報委員の闊達な意見を求め、本学が３校の中心校として各学科の協力体制の下で入試広報を進めていく。また、ホームページでの情報発信を充実させるとともに、各学科で作成した動画や SNS を含めた各種広報媒体を活用し、３校が社会に広く認知され、魅力が理解されるよう努める。

３校合同入試説明会は、６月に県内のみならず近県の高等学校からも参加を募り、より充実した形で実施する。本説明会では、大学概要・入試概要の説明、過去の入試データの紹介、学科の紹介など、参加者にとってより印象深いものとなるよう工夫する。また、受験対象者と直接対話できる県内や近県で開催される業者主催の進学相談会（会場形式）や進学ガイダンス（高校内）にも積極的に参加する。

オープンキャンパスは、十分な感染防止対策を行った上で、３校合同で３回、本学単独で１回開催する。学園祭時には、来場者に対して効果的かつ効率的に学科の魅力や入試の情報を伝えるための説明コーナーを設ける。３校合同開催時には、医療短大及びリハビリテーション学院との連携を図りつつ、より工夫した形で各学科の概要等の説明を行うことにより、各学科の認知度と各職種の内容の理解を一層向上させるよう努める。個別の大学見学希望者や問合せに対しては、従来どおり入試課が窓口となり、学科等と連携をとりつつ対応し、好印象を与えられるよう努める。なお、並行して WEB オープンキャンパス及び学科別 WEB 相談を実施する。

６　教員・教員組織

本学では、本学の「求める教員像」に合致した教員を採用するため、教員選考基準、教員選考規程及び大学院教員任用規程に基づいて選考している。令和５年度も、大学の理念・目的及び「医療福祉」の概念を理解し、良き医療福祉人を育成できる教育者を採用する予定である。特に、他者との協調性が高く、他の教職員や学生の人格を尊重でき、心理的安全性を与えられる人物であることを前提とする。今後も学長のガバナンスの下、学部及び大学院教育の質の保証を確保するために、学長面談及び准教授以上のプレゼンテーションを継続して実施する。また、「教員組織の編制方針」に沿って適正な教員人事を実施するため、「教員の教育研究活動の業績・能力についての評価制度」を有効に活用し、今後も処遇に反映させていく。**令和５年度からは、従来の教育研究活動のほかに、学内ワーキンググループ等での活動を評価に加える。**

本学教員は FD・SD 研修会への出席や、教育・研究・社会活動への積極的な参加によって、個々の資質向上を図ることを目指しているが、今後は**ハラスメントを防止できる体制を整備する。**また、学生による授業評価や客観的で公正な教員評価も重視する。自己点検・評価の結果に基づいて、教員の資質が改善・向上することを期待する。令和３年度から学生による授業評価が良好であった教員に Lecturers of the year 賞を授与しているが、令和５年度も継続する予定である。

７　学生生活支援

学生が抱える心身の不安等の解消に向け、健康管理センターや学生相談室が各学科と連携してきめ細かく対応するとともに、障がいのある学生への合理的配慮については、令和４年度に学生支援センター委員会規程を改正し、体制を整えたが、令和５年度は業務内容を見直し、多様な学生に対しても必要に応じた支援ができるよう体制を強化し、施設設備の充実や改修について検討の上、積極的な支援につなげる。新型コロナウイル

ス感染症の拡大防止に向けては、行動ルールの遵守や部・サークル活動における感染防止対策の徹底、学生ラウンジの使用方法等の指導について状況に応じた迅速な対応を継続しつつ、部・同好会の活動並びにボランティア活動の活性化に向けての取組を支援する。また、**学園祭については、学園祭実行委員会との連携を密にし、感染防止を含めた危機管理体制を整え、一般公開を視野に入れた実りあるものを目指す**。経済的な支援の面からは、奨学金に関する説明会や資料配付等の学生への情報伝達及び奨学生の確実な手続きについて学科に協力を得ながら積極的に行う。学生の通学マナーの向上については、学生生活委員の教員を中心とした定期的な交通巡視並びに学内や大学周辺のパトロールを行うとともに、防犯対策や環境美化の一環として、学友会と連携した学内外の見回りやクリーンアップ作戦も実施する。本学の学生が入寮生の大半を占めるこのはな寮については、管理人との連携を密にしながら、安全・安心を最優先に管理体制の整備に取り組む。「自己点検・評価のための大学・学生代表者会」を開催し、学友会執行部及び各学科の代表学生との意見交換により、学生生活が一層充実したものとなるよう努める。

８　就職支援

「学生支援に関する方針」を旨として、キャリア形成支援においては各学科の講義・実習・ガイダンス等を通して「学年別キャリア形成支援」を行う。併せて、就職支援センターが企画・実施する「学内・就職支援サポートプログラム」を通して学生の主体的な進路設計・進路選択の能力・意欲の向上に努める。個人面談においては、各学科における就職支援と同時に、就職支援センターに配置された６名の有資格カウンセラーによる指導助言、LSC による小論文指導など学生に対して一人ひとりを大切にしたきめ細やかな就職支援を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴うウェブ対応として、学生の地域あるいは時間的な状況に応じてズームやメールなどを活用した多様な形式での支援を行う。就職情報の提供については、個々の学生にタイムリーな情報を提供するために、就職支援センターで受理した求人情報を迅速に就職ナビに掲載するとともに、就職活動に必要な閲覧用書籍等を計画的に提供する。学科や出身地が限定される求人については該当学科に個別に提供する。学生・教職員の利便性を図るために**新たな就職支援システム（クラウドサービス）を導入**し、病院・福祉施設・企業等が提供した組織情報や求人情報、受験報告などの閲覧や進路希望届・進路決定届・受験報告などの個別情報の入力などをウェブ上で行えるようにする。特に、令和５年度のデータの入力や活用方法の確認、各学科への説明など、事前の対応を計画的に行う。現在、本学及び各学科・専攻の特色を周知し、求人を確保するために、全国約 7,000 の病院・福祉施設・企業等へ郵送による依頼を行っているが、令和５年度は新たな就職支援システムへの求人登録についても周知し、手続きの簡易化とともにより多くの登録を目指す。障害のある学生への支援については、学科や外部の就労支援施設等と連携し、当該学生の希望進路の実現に向けて支援する。また、各学科における３年次生保護者就職懇談会において、保護者等との情報共有を通して、個に応じた就職支援に取り組む。

９　教育研究等環境

(1)　教育研究等環境の施設設備

令和５年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応を適宜継続する。国家試験等資格対策室の有効活用を目指す。さらに、令和４年度に医療福祉に関するビッグデータを活用するために整備した情報プラットフォームシステムの有効活用を推進するためのサーバー室の運用を活発化させるとともに、大学全体のデータに関するリスク管理を徹底する体制を構築する。また、大学全体のコンピュータ実習室機器の更新について、文部科学省の補助金（教育基盤設備）の申請を含めて検討する。

令和４年度に大学院臨床心理学専攻入学定員増に対応するために拡充した附属心理・教育相談室の有効活用を

推進する。健康体育学科に救急救命士養成コース新設に伴う環境整備を継続的に実施する。

新たに、学園総合体育館の管理が本学に業務移行したため、総合体育館、本学体育館、医療短大体育館の管理を徹底するとともに、学生、教職員が有効に活用できるよう**体育館予約確認システムの構築を行い、令和５年度から有効な活用を促す**。

授業形態も、令和５年度から新型コロナウイルス対応から従来の形式に戻す予定であるが、加えて、国家試験等資格対策室、LSC 等の有効な活用方法を検討するとともに、学生たちの通信環境を整備するため、**持ち込み情報端末の充電スペースを設置**する予定である。

なお、学内施設使用については、ポータルサイトを整備し、教職員がタイムリーに施設使用手続きができるシステムを継続的に構築し、業務の時間短縮とペーパーレス化を図る。

(2)　研究活動支援

令和４年度に続き、教員の研究専念時間確保のための検証及び改善に向けた取組を継続する。不正防止・研究公正（研究インテグリテー）のための研修会を FD・SD 研修会（コンプライアンス等研修会）として全教員に受講を義務付け、不正防止を徹底する。不正防止啓発ポスターを四半期ごとに作成し、教職員の意識改革を促す。加えて、研究活動に携わる教職員などに eAPRIN 又は eL CoRE の受講を徹底する。併せて、VOD やｅラーニングなどの多彩なコンテンツを活用して研究活動を支援するための最新の研究倫理に関する情報を提供し、コンプライアンスに関する啓発を継続して徹底する。不正防止計画にて策定したモニタリングと第三者による内部監査を継続的に実行するとともに、本学の研究活動に対するモニタリング結果の検証及び問題点把握のために、医療福祉研究委員会に設置したワーキンググループの活動を継続する。同時に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正概要（令和３年２月改正　文部科学大臣決定）に基づき、不正防止に関する再点検による体制整備を推進する。科学研究費などの競争的研究費を獲得した本学教員による研修会、外部有識者による研修会（遠隔）及び申請に関するアドバイスを行うワーキンググループを組織し、競争的研究費の確保を引き続き促進させる。産学官の共同研究等を促進し、これらの研究活動から生じる知的財産を保護し、特許等の獲得を推進する。同時に特許などの実装化を視野に入れた産学官活動を活性化する。これらの大学の持つ知的財産を保護するために、秘密情報管理体制整備に向けた取組を継続する。また、**安全保障輸出管理に関する規程等に基づく輸出管理について、特に「みなし輸出」に関する教職員の理解を促すための研修会を継続的に実施**する。研究データの取扱い等に関し、平成４年度に立案したデータマネジメントポリシーについては令和５年度から研究者への啓発を行うとともに、ワーキンググループが中心となり、情報プラットフォームシステムの活用を推進する。併せて、社会変化に応じた研究に関する各種規程等を再整備する。

(3)　附属図書館

「川崎医療福祉大学附属図書館基本方針」に従って、学部、研究科等における多種多様な学修、教育、研究活動を支援するための図書館活動を展開する。学園内図書館と連携し、新たな図書館のあり方を計画的に創造構築するため、図書館予算の効率的な運用、削減を図る。**図書館資料の電子媒体への変更促進と収集を重点的に整備し、利用促進と利用指導も行う**。図書館の利用促進を目的とした学生参加型企画として、「図書館学生選書ツアー」、「図書館学生 Web 選書」、「図書館ベストリーダー賞」と、**図書館資料の効果的な利用に向けた企画展示を実施**する。

10　社会連携・社会貢献

令和５年度も、社会連携センターが中心となり、本学の特色ある教育・研究の成果を広く地域社会に開放し、社会連携活動を通して社会に貢献することを目的に、以下の５つの事業を実施する。社会連携センター委員会は、各事業を横断する事柄について審議し、担当部門間のより有機的な連携に努める。また、感染症の状況に応じて

実施可能な社会連携活動の企画・開催を検討し、より一層の社会貢献を目指す。

(1) 地域連携事業：大学公開講座、学科公開セミナー、一般市民対象学外出張講座、大学コンソーシアム岡山事業、総合医療センターでの市民公開講座等

(2) TEACCH 普及活動事業：TEACCH に関する各種セミナー、自閉症特別講座等の実施

(3) 高大接続事業：高校との接続講座、教員による出張講義、中学・高校生への公開授業、中学・高校からの見学受け入れ等

(4) 国際交流事業：学生の国際交流・海外研修、教員の国際交流、海外提携校とのレビュー・ミーティング（及び感染症の状況に応じて留学生・海外からの視察見学の受け入れ）等

(5) ボランティア活動事業：学生のボランティア活動の把握、教職員のボランティア活動の推進

11　管理運営

本学は、「川崎医療福祉大学管理運営方針」に従い、本学の教育理念に沿って教育目標を達成するために迅速かつ適正な運営を行っている。令和５年度は、大学評価で指摘された内部質保証体制の明確化を図るための委員会を整備する。内部質保証体制を明確にすることで、令和４年度に確立した検証組織による自己点検活動の検証を適切に評価し、また、学長直轄のガバナンスのもと、調査企画室と連携を取り、ワーキンググループを組織するなどのサポートを継続して適正に実施することが可能となる。各教育研究組織、各委員会においては、「川崎医療福祉大学方針集」に明記した各方針に沿った年度計画を実行する。

令和３年度に教員の裁量労働制を導入し、教員の WLB の意識向上を図ることができたが、令和５年度は、**就労管理システムを教員にも導入**する予定である。

事務部門については、事務職員の任命換え、学科補助員の適正な人事異動等を含め、適材適所となる人事を人事課と協力して実行する。また、令和４年度から導入された就労システムの有機的な活用により、時間外業務、有給休暇の取得状況の可視化が可能となった。今後も時間外業務の削減、年次有給休暇の取得率アップに繋げる。教職員の防災意識の啓発を目的とした防災訓練の実施、及び本学独自に設置されている自衛消防組織の班長となる者の自衛消防組織新規講習受講を促す。

財務に関しては、実績に応じた実勢型予算編成を行い、年間予算の決裁で教育研究を迅速に進められるように方法を変更する。その内容については財務委員会に諮り実行する。各学科からの予算設定のための積算調書作成の際、高額備品等の各学科間での共用、設置場所の一元化等の調整を図りながら予算化する。経常費補助金については、大学を挙げて教育研究活動の改善に取り組み、更なる獲得を目指す。また、令和４年度導入された購買システムにより、業務の効率化と教職員の備品管理に対する意識を更に強化する。